

# 戦前・戦中・戦後の師範教育と教員養成にみられる教育保健理念の発想と系譜

七木田 文彦 (埼玉大学教育学部・准教授)

## 【はじめに】

健康・身体に関する教養を教員養成カリキュラム(教職必修科目)に位置づけようとする試みは、これまで幾度も立ち現れては衰微した歴史をもつ。本稿では、こうした発想の系譜について、「教育保健」理念に注目しながら振り返ってみたい。

## 【「教育保健」の発想と系譜】

近年、「教育保健」理念に代表される、教員養成カリキュラムに身体・健康に関する教職必修科目を位置づけようとする試みは、古くは、1891(明治24)年の東京高等師範学校カリキュラムにおいて、「学校衛生」科目として立ち現れた。

そして、大正期には、「教授衛生」といった新たな概念として体系化がなされている。その成果は、北豊吉らによって文部省の海外学校衛生調査を抄訳・紹介した『学校衛生叢書第一輯教授衛生』(1922年)にまとめられた。さらにその内容は、度々整理・検討が繰り返され、1943(昭和18)年に文部省がまとめた師範学校テキスト『師範衛生 巻一』に概念整理と体系的確立をみた。同書において、師範学校における教職必修科目に位置づけられた「教科衛生」について、次のように説明がされている。

「教育実践の根底に培ひ、教育者たるの資質を錬成することは、師範学校における「教科」の本旨とするところであるが、その科目には「教科教育」のほか、教育実践の方法的基礎として、「教科心理」「教科衛生」の二科目が教科たる教科の内容をなしている。教科衛生において取扱ふものは、主として教育の事実または教育生活にあらはれた衛生問題に限定し、訓練または養護としての衛生をその内容とする<sup>1)</sup>」

以上のように、師範学校における「教育実践の方法的基礎」として「心理」と「衛生」の二科目が並列に配置され、「衛生」の内容に「教育生活にあらはれた衛生問題に限定」した「訓練」と「養護」が位置づけられた。『師範衛生 巻一』に示された発想は、戦時下において、どの程度実現していたかについては不明であるが、教職教養としての「衛生」(「教育保健」の発想)は、戦時下改革において「教科心理」と並置されつつ重視されていたとみることができよう。

同様の考え方は、戦後にも継続されている。1946(昭和21)年、『師範衛生 巻一』は戦時色が払拭されるかたちで文部省内において再刊が検討されている<sup>2)</sup>。また、1949(昭和24)年、戦後教育改革によって東京大学が新制大学へ移行する際、教育学部新設による講座編成に同様の考え方が示されている。

当時、教育学部の講座編成をデザインした海後宗臣は、同学部に設置する講座新設案を次のように説明している。

教育の「実践研究が発展するためには、教育実践の基礎となる研究を行わなければならない。この基礎となる原理をとりあげる研究分野としては、教育の理論、教育哲学、教育思想の専門研究を必要とすると考えた。他の一つの基礎的分野としては教育の歴史的背景の研究を進めなければならない。教育史学の研究としては日本教育史と外国教育史の二つの分野を考えた。これらは教育学研究の基底となる研究である。次の基礎研究としては他の科学的研究との関係をもった教育科学の研究であつて、教育の心理的基礎を研究する教育心理学、教育の身体的基礎を研究する体育学、教育の社会的基礎を研究する教育社会学が確立されなければならない<sup>3)</sup>」

以上のように、海後宗臣は、教育学研究の基礎研究として、「他の科学的研究との関係をもった」、「教育心理学」、「身体教育学(当時は体育学・保健)」、「教育社会学」の三講座を並置させる考えを示している<sup>4)</sup>。

海後の発想により設置された身体に関する講座(体育学・保健)は、後に「教育生理学」、「教育衛生学」として、「教育保健」へと通底する視点をもった研究の創造へと接続する素地を形成した。

例えば、同講座の教授を務めた須藤春一と猪飼道夫は、共著の論考「教育生理学の構想<sup>5)</sup>」において、同講座の存在理由について次のような考えを示している。

「はなはだ素朴な自問であるが、教育たらんとする学生は教職専門科目として教育原理・教育心理

学・道徳教育の研究・各科教育法などを必ず履修せねばならないことになっており教育心理学が教育対象の「あたま」 brain や「こころ」 mind の働きを理解させるために必修させるのであるならば、子どもの「からだ」 body の発育や機能 function の発達を理解させるための科学に対して教育心理と同じ重みづけをして必修させない根拠はどこにあるのだろうか。この科学は総称して「学校保健」と言い慣わしてきている（中略）教育対象の「からだ」と「あたま」や「こころ」との相関を教育学的に追求することは遅すぎた感がある。この科学の中核は今後おそらく「教育生理学」と名づけられよう

そして、「教育生理学」の守備範囲を以下のように説明した。

「教育さるべきもの、すなわち教育対象の精神的・身体的機能のうち特に教育の受容を可能にする諸条件と教育内容・技術・環境の諸条件が教育効果に如何なる影響をもたらすかを生理学的に解明することを目的としよう。さらに具体的に述べれば、前段については教育対象の身体的な形態発育ならびに機能発達の全般的理解の上にならば精神的な発達をとくに教育の可能性 educability を攻究することであり、後段にあつては、各種の教育技術によって受容された教育内容が如何なる主体的または環境的条件によって教育効果の大小に影響するかを攻究して最も効果的な教育の在り方を求めることである」

以上のように、海後構想によって設置された身体に関する講座は、「教育生理学」や「教育衛生学」といった名称が選択され、後に同講座から誕生した学位論文として南哲の「鉛筆に関する教育生理学的研究」（1973）や鈴木路子の「学習環境としての室内至適温度に関する教育生理学的研究：小児の温度環境への適応能力の発達に視点を置いて」（1983）、そして、猪飼道夫・須藤春一『教育学叢書 17 教育生理学』（第一法規、1968）において具体的、かつ体系的な研究へと結実する。大講座制に移行した現在は、「身体教育学」講座内に「教育生理学」として位置づけられ、探求が継続されている<sup>6)</sup>。

一方、神戸大学教育学部では、佐守信男を中心として「教育衛生学」を教職専門科目の必修に位置づけた独自の試みを展開した例もみられ<sup>7)</sup>、戦後、新制大学において教職必修化の動向は、いくつかの試みとして展開されている。

#### 【教職必修化の新たな側面】

以上に確認したように、「教育保健」的発想の系譜から今日の教員養成における「教育保健」必修化の可能性を探るとき、学校における危機管理や学校安全の視点が新たな必修化の可能性として注目される。

2001（平成 13）年 6 月、大阪教育大学附属池田小学校で起こった無差別殺傷事件は、社会に大きな衝撃を与えるとともに、学校における危機管理と学校安全の弱さを露呈した。この事件以降、学校危機管理や学校安全に対する現職教員向けの公開講座や教職必修科目の新設、著書の刊行等、危機管理に注目した例が多く見受けられる。

また、学校保健法の改正により「安全」が強調された背景には、保健体育を専門とする教諭や養護教諭といった一部の教員にのみ閉ざされていた「学校保健」から「安全」の視点を通して管理職や全教員へとその理解を開ききっかけとしてみることもできる。学校管理・経営・運営上の視点は、今後、「教育保健」の必修化と接点を持ちながらさらに発展する可能性がある<sup>8)</sup>。

1) 文部省：師範衛生 巻一、1943, p.6

2) 文部省：師範衛生 巻一、1946（著者蔵）として第 1 綴から第 3 綴までを編集したが、実際には刊行されることはなかった。

3) 海後宗臣：教育学五十年、評論社、1971、p.231

4) 旧制七帝国大学のなかでも、教育学部に身体に関係する講座が設置されたのは東京大学教育学部のみであり、同大学の一つの特徴といえよう。

5) 須藤春一・猪飼道夫：教育生理学の構想、体育の科学 17（1）、1967、pp.3-8

6) 武藤芳照・衛藤隆：身体教育学の基本理念、体育の科学 48（6）、1998、pp.446-450

7) 神戸大学教育学部教育衛生学教室：教育衛生学開講十周年記念誌、創元社、1969、ならびに、佐守信男：人間の歴史的な自然—教育衛生学序説一、六月社、1965

8) 戦前の師範学校における「学校管理法」等と関連して、持田栄一が探求した「教育管理」の視点は有益な示唆を与えてくれると思われる。